

芝地区総合支所区民課

### 議案第3号 港区印鑑条例の一部を改正する条例について

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」の施行による、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」といいます。）」の一部改正を踏まえ、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付方法を拡充するため、港区印鑑条例（昭和50年港区条例第14号）の一部を改正します。

#### 1 改正内容

移動端末設備（以下「スマートフォン」といいます。）のうち、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものを使用して、多機能端末機から印鑑登録証明書の交付申請を可能とします。

#### 2 背景及び改正理由

国は、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」といいます。）の利便性の向上を図るため、公的個人認証法を改正し、スマートフォン用の電子証明書を新たに創設することで、マイナンバーカードを携行しなくても、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンラインにより行政手続を行うことができる環境の構築を目指しています。

区は、現在、マイナンバーカードに記録されている電子証明書により本人確認を行い、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で各種証明書を取得できる環境を整えています。そのため、政令で定める施行期日以降、スマートフォン用の電子証明書を記録したスマートフォンでも本人確認を行えるよう規定を整備し、印鑑登録証明書を多機能端末機で取得できるようにするものです。

#### 3 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定の施行の日

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布の日（令和3年5月19日）から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日

港区印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第二十条 前二条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次に掲げる方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>一 個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。))第二十二條第七項の規定により同条第一項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二條の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第三十五條の二第七項の規定により同条第一項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。次号において同じ。))を使用して多機能端末機(区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う</p>	<p>(前略)</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第二十条 前二条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを使用して多機能端末機(区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。))に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

う機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗証番号を入力する方法

二 多機能端末機への暗証番号の入力を不要とするための特別な認証を受けた移動端末設備を多機能端末機にかざす方法

2 前項第一号に掲げる方法において、多機能端末機に入力する暗証番号は、公的個人認証法第二条第五項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号とする。

(後略)

付則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第四十九条の規定の施行の日から施行する。

2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第五項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号とする。

(後略)